

東海市屋内こども遊び場遊具選定支援及び設計業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本市では、近年の猛暑や地域の空き地の減少、子どもたちが天候に左右されずのびのびと遊べる場を求める声の高まりなどを受け、旧市営温水プールを再利用した屋内の子どもの遊び場を整備する。

本施設に設置する遊具選定支援及び遊具設計業務（以下「本業務」という。）は、屋内こども遊び場の遊具設置にあたり、市内大学の学生等と連携を図りながら遊具の選定・設計に向けたワーキング支援を行い、遊具設置に係る設計を目的とする。

本業務を実施する民間事業者等（以下「事業者」という。）について、公募型プロポーザルにより、市の意向を十分に理解し、豊富な経験や独自の技術・知見を活かした優れた提案を求め、選定を行う。

本実施要領は、本業務を実施するにあたり、公募型プロポーザル方式により受注者を選定する手続きについて、必要な事項を定めることを目的とする。

2 施設概要

旧市営温水プール

（住所）東海市中央町一丁目地内

（構造）鉄筋コンクリート造

（延べ面積）2,911.40㎡（うち、本業務対象面積 約1,000㎡）

※休憩エリアは本業務対象面積に含まないもの

（竣工）昭和56年3月

※施工場所の平面図等は、別紙3を参照

3 業務の概要

(1) 業務名称

東海市屋内こども遊び場遊具選定支援及び設計業務

(2) 業務内容

基本的な業務内容を以下に示す。

① 遊具選定支援業務（ワーキンググループ開催支援）

② 遊具設置に係る設計業務

具体的な業務内容は、別紙1「東海市屋内こども遊び場遊具選定支援及び設計業務要求水準書」（以下「要求水準書」という。）を参照してください。

(3) 施工条件

別紙1「要求水準書」の方針に基づき実施すること。

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年（2026年）10月30日（金）まで

(5) 提案上限額

金7,800,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※遊具施工業務予定工事費は約150,000千円程度を想定する。ただし、事業規模の目安であって、契約時の予定価格ではない。

※事業費内訳書記載金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）をもって提案価格とするため、参加申込者（以下「提案者」という。）は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった提案の事業費（消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額）の110分の100に相当する金額を事業費内訳書（様式9）に記載すること。

4 参加資格

本業務を履行する能力を有し、かつ参加申込日から契約締結日までにおいて、次に掲げる要件をすべて満たしている事業者であること。本プロポーザルの参加者は、次の(1)~(9)の項目を全て満たす者でなければならない。

(1) 東海市の入札参加資格者名簿に登載されていること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しないこと。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをして

いないこと。

- (4) 東海市建設工事等請負業者指名停止取扱内規（昭和59年4月13日施行）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 東海市と愛知県東海警察署が締結した東海市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年2月17日締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (6) 平成27年度（2015年度）以降（過去10年間）に、公共施設（国及び地方公共団体等が所有するもの）に遊具設置・納入実績があること。
- (7) 住民参加のワークショップ運営（ワーキンググループ開催やイベント開催）の実績があること。
- (8) 本業務と同種・類似業務を業務責任者又は主担当者として完了させた実績を有する者を本業務を受託した際の業務責任者又は主担当者として選任し、本市との打合せに派遣できる者であること。なお、業務責任者又は主担当者は、本業務を実質的に担当するものとし、業務完了まで原則として変更できないものとする。
- (9) 業務責任者又は主担当者は、公共施設に遊具を設置した実績があること。

5 スケジュール

内 容	期日・期間等
公告	令和7年（2025年）9月12日（金）
現場見学会	令和7年（2025年）9月19日（金）
質問受付期限	令和7年（2025年）9月22日（月）午後5時まで
質問回答期限	令和7年（2025年）9月26日（金）
参加申込書等提出期限	令和7年（2025年）10月2日（木）午後5時まで
参加資格審査結果通知	令和7年（2025年）10月7日（火）
企画提案書等の提出期限	令和7年（2025年）11月5日（水）午後5時まで
審査（プレゼンテーション）	令和7年（2025年）11月14日（金）（予定）
審査結果通知	令和7年（2025年）11月21日（金）（予定）
以後のスケジュールは、選定事業者との協議により決定する。	

※本スケジュールについては、審査への時間がかかること等により変更となる場合がある。

6 質問及び回答

(1) 質問の提出方法

本業務の実施要領及び要求水準書等に質問がある場合は、質問書（様式2）に質問事項を記載の上、電子メールで、問合せ先に記載の電子メールアドレスに送付するとともに、電話により、電子メール受信の確認をすること。電子メールの件名は「屋内こども遊び場遊具選定支援及び設計業務に係る質問（企業名称）」とすること。

なお、質問書以外での問合せは一切受け付けない。

(2) 質問受付期限

令和7年（2025年）9月22日（月）午後5時まで

(3) 回答方法

令和7年（2025年）9月26日（金）までに、質問者匿名にて東海市ホームページ上に回答を掲載する。

7 参加申込書等の提出

(1) 提出書類

ア 参加申込書（様式1）

イ 参加資格に係る申立書（様式3）

ウ 同種・類似業務等実績書（様式4-1、4-2、4-3）

エ 企業概要書（様式5）

なお、会社案内パンフレットがある場合は、企業概要書に添付すること。

(2) 提出方法

ア 紙資料

東海市こども課まで持参または郵送により提出する。（郵送の場合は期限までに必着）

イ 電子データ

提出書類の全データを格納したCD-Rを提出すること

(3) 期限

令和7年（2025年）10月2日（木）午後5時（必着）

(4) 参加資格審査結果通知

参加申込書を提出したすべての者に対して、参加資格の審査結果を令和7年（2025年）10月7日（火）までに電子メールで通知する。

また、参加申込書を提出した者が5者以上あった場合は、(1)ウの実績書等に基づき、事務局にて企画提案書等を提出する者を選定する場合がある。いずれも、問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。

8 企画提案等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書等提出書（様式6）

イ 企画提案書（様式任意）

(ア) 企画提案書の提出は、1者につき1案のみとする。

(イ) 企画提案書は、A3横版、横書き両面印刷で、文字サイズは12ポイント以上（図表、画像を除く）、ページ番号を付し、左綴じで製本すること。

(ウ) 専門知識を有しない者でも理解できるよう、わかりやすい表現に努めること。なお、応募事業者が特定できる記載（自社の名称、自社の請け負った業務が容易に特定できる内容等）を避けること。

(エ) 企画提案書は要求水準書の業務内容に掲げる各事項を踏まえて作成すること。なお、企画提案書に記載すべき項目は、次のとおりとする。

a 業務の実施方針

b 業務の実施方法

c 業務の作業工程

d 特定テーマに対する提案

【テーマ1】ワーキンググループ開催支援に関する手法提案

【テーマ2】遊具に関する提案

・テーマ2-1 遊びの創造性について

・テーマ2-2 遊具の安全性・バリアフリーについて

・テーマ2-3 空間イメージ図について

空間イメージ図（人物入り）を3枚以上添付すること。

【テーマ 3】 その他の提案（自由意見 3 項目まで）

ウ 同種・類似業務等実績書（様式 4-1、4-2、4-3）※参加申込書等提出時と同じもの

エ 業務実施体制表（様式 7）

オ 見積書（様式 8 及び様式 9）

単価や人工等の積算の内訳を項目ごとに記載した資料（様式任意）を見積書に添付すること。

なお、独自提案を追加する場合は、その経費も提案額に含めることとし、積算内訳書に独自提案に関する項目であることが分かるように記載すること。

(2) 提出方法等

ア 提出方法

東海市こども課まで持参または郵送により提出する。（郵送の場合は期限までに必着）

イ 提出部数

ア 紙資料

提出書類は、8(1)ア～オの順序で二つ穴綴じとし、インデックスを付け提出すること。

また、ファイルの表紙には「東海市屋内こども遊び場遊具選定支援及び設計業務 提案書」及び本市が指定した仮企業名を表示すること。

原本 1 部

コピー 1 4 部

イ 電子データ

提出書類の全データを格納したCD-Rを提出すること

(3) 期限

令和 7 年（2025 年）11 月 5 日（水）午後 5 時まで

9 選定基準及び選定方法

審査は、提案書等を提出したすべての者に対して実施し、優先交渉者、第 2 位交渉者以下すべての参加者の順位をつける。なお、審査は非公開とする。

(1) 選定基準

別紙2「東海市屋内こども遊び場遊具選定支援及び設計業務プロポーザル審査基準」のとおり。

(2) 評価方法

ア 提案書等及びプレゼンテーションによる評価を行う。獲得した点数から評価順位をつける。

イ 獲得した点数が最も高い者が2者以上あるときは、審査項目における特定テーマの評価が高い提案者を上位とする。

ウ 審査員の持ち点を合算した値（満点）の5割を最低基準点とし、各審査員の評価点を合算した値（合計点）が最低基準点に満たない場合は、受託候補者として選定しない。

エ 提案者が1者の場合でも、原則としてプレゼンテーションを行い、各審査員の評価点を合算した値（合計点）が最低基準点に満たない場合は、受託候補者として選定しない。

(3) 結果通知

審査結果については、令和7年（2025年）11月21日（金）（予定）に、結果にかかわらず、提案者に通知するとともに、上位2者の結果を東海市ホームページに掲載する。ただし、評価内容の詳細については公表しない。

10 審査委員会

提出された提案書等により、審査委員会においてプレゼンテーションを行う。

(1) 日時（予定）

令和7年（2025年）11月14日（金）

日時、場所及び留意事項等については、企画提案書を提出した者すべてに、別途、電子メールにて通知する。なお、順番は提案書等の提出順とする。

(2) 場所（予定）

東海市芸術劇場

(3) 1者当たりの所要時間

ア 準備5分

イ 企画提案プレゼンテーション20分

ウ 企画提案に対する質疑等10分程度

(4) 説明

プレゼンテーションは提案書に基づき実施すること。資料の追加や差し替えは認めない。

説明者は、業務責任者又は主担当者とすること。なお、業務責任者及び主担当者は、業務完了まで原則として変更できないものとする。ただし、病気、事故等、やむを得ない理由で出席できない場合はこの限りではない。

(5) 参加人数

3名以内とする。

(6) その他

パソコンの画面等をスクリーンに投影する方法で提案説明を行う場合は、事前に市に連絡すること。この場合、プロジェクター及びスクリーンは本市で用意し、パソコン等のその他の機器は提案者が持参すること。

1.1 契約の締結

優先交渉者（評価順位が最高位の者）として選定された者と契約締結の交渉を行う。ただし、当該交渉が不調のときは、第2位交渉者から順に契約締結の交渉を行うものとする。

原則として、提案書等に記載した内容や、審査委員会で説明、質疑に対して回答した内容は、本業務の仕様として位置付けるものとする。ただし、本業務の目的を達成するため、受注者との協議により項目を追加、変更及び削除することがある。また、見積額を超えない範囲で、契約内容及び契約額等の調整を行うことがある。

なお、契約金の支払いは業務完了後とする。

1.2 失格事項

次の各号に該当した場合は、失格とする。

- (1) 本実施要領に定める参加資格の要件等を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類の受付期間中に所定の書類が提出されなかった場合

- (3) 審査委員会に欠席した場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) 提案書等の内容が要求水準書等で定める業務等や最低基準点を満たさない場合
- (6) 提案額が提案上限額を超えている場合や内訳が示されていない場合
- (7) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (8) 法令並びに本市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行った場合
- (9) その他、著しく信義に反する行為等、失格にすべき行為があった場合

1.3 その他

- (1) 本プロポーザルに係る書類作成及び提出費用等、必要な経費はすべて提案者の負担とする。また、やむを得ない理由等により、本プロポーザルを中止することがあるが、この場合、本プロポーザルに要した費用を本市に請求することはできない。
- (2) 提出期限以後の書類の再提出、差し替え、修正、追加等は認めない。なお、審査委員会から要請のあった事項についてはこの限りではない。
- (3) 本プロポーザル参加者による相連合又は不穩の挙動その他のプロポーザルを公正に執行することができない状態にあると認めるとき及び不慮の都合があったときは、当該プロポーザルを延期し、又はこれを中止することがある。その場合は、周知することとする。
- (4) 本市から受領した資料等は、本プロポーザルの提出書類の作成以外に使用してはならない。
- (5) 提出された提案書等は、返却しない。
- (6) 本プロポーザルにおいて提出された提案書等の書類の著作権は、提案者に帰属する。ただし、東海市情報公開条例(平成12年条例第61号)の規定に従い、開示請求の対象となることに留意すること。
- (7) 提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。

- (8) 提出された提案書等は、本プロポーザル業務で必要な範囲において複製できることとするが、本プロポーザル業務以外の目的では使用しない。

1.4 現場見学会

(1) 開催日時

令和7年（2025年）9月19日（金）で調整
時間帯未定。30分程度。日時は(3)の申込受付後決定します。

(2) 人数

1応募者につき3名まで

(3) 申込方法

現場見学会に参加を希望する場合は、電子メールで、問合せ先に記載の電子メールアドレスに現場見学会参加申込書（様式10）を送付するとともに、電話により、電子メール受信の確認をすること。電子メールの件名は「屋内こども遊び場遊具選定支援及び設計業務に係る現場見学会（企業名称）」とすること。

(4) 申込期限

令和7年（2025年）9月17日（水）午後3時

1.5 問合せ先

東海市市民福祉部こども課 企画調整担当

住所：〒476-8601 愛知県東海市中央町一丁目1番地（東海市役所内）

電話：052-613-7656（ダイヤルイン）

電子メール：kodomo@city.tokai.lg.jp